平成２４年（フ）第１２９８号
神奈川県鎌倉市城廻505番地18
債務者　瀬戸口達宏（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４８号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目６番８号　レオハイツＣ―202
債務者　澁谷　七重
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６８号
横浜市南区六ツ川２丁目38番地５　グリーンハイツ202
債務者　福島　和子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９７号
横浜市中区松影町２丁目５番地９　アークＫビル605号室
債務者　玉城　貴雄
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２５号
横浜市青葉区恩田町964番地　Ｂ―３
債務者　大根田陽介
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２１号
横浜市港北区篠原東１丁目５番17号　シャインヴィラ妙蓮寺303
債務者　南　ヒロミ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１号
北海道旭川市永山１条５丁目４番９号　フォーレストハイツＢ203号室
債務者　別段　政夫
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３２号
北海道旭川市永山１条５丁目４番９号　フォーレストハイツＢ203号室
債務者　別段　栄子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４４号
北海道上川郡東川町西10号北34番地
債務者　横町　典子（旧姓新木）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５１号
北海道旭川市南２条通23丁目117番地の172　カネマツハイツＢ３号
債務者　松本　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
北海道旭川市東５条９丁目１番３号　山栄マンション２Ｆ．Ｃ号
債務者　菊池美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９１７号
大阪府茨木市星見町10番19号
債務者　山本こと　乗松　真子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２０号
横浜市西区西戸部町２丁目133番地14　メゾン藤本103号
債務者　糸川　芳江（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第１６７号
静岡市葵区千代田４丁目５番11号
破産者　柳川　道子
平成24年７月17日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１５９号
静岡県焼津市中島556番地の４
破産者　木村　公子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者が破産債権を取り下げた。
静岡地方裁判所民事第２部